

## 令和元年第3回笠松町議会定例会会議録（第5号）

令和元年9月19日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治

教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波哲也
総務課長	佐々木正道
住民課長	赤塚暢子
健康介護課長	今枝貴子
建設課長	森泰人
水道課長	天野富三
郡教委管理監 兼総務課長	井上哲也

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩敬康
書記	早崎千穂

1. 議事日程（第5号）

令和元年9月19日（木曜日） 午前10時開議

- |      |        |                                   |
|------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 第65号議案 | 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第2 | 第66号議案 | 平成30年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第3 | 第67号議案 | 平成30年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第4 | 第68号議案 | 平成30年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第5 | 第69号議案 | 平成30年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について |
| 日程第6 | 第70号議案 | 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例について   |

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

日程第1 第65号議案から日程第6 第70号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第65号議案から日程第6、第70号議案までの6議案を一括して議題といたします。

第65号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 決算書でお願いをいたします。

この平成30年度から県が運営する形での国保の運営になったと思いますが、決算書の5ページ、6ページで国保税の関係ですが、調定額では7億3,090万1,078円。その収入済額としては、5億583万8,263円。そして不納欠損額がその年度におきましては714万4,378円。そして収入未済額として2億1,791万8,437円ということですが、県から指示をされたのを合わせて保険料の算定をされていくわけですけれど、この不納欠損とか、それから収入未済額の積み立てと。不納欠損はともあれ、未収入の取り立てていく仕事はずっと続けていくわけですけれど、笠松町の国保の事業としてずっと永久に続き、これについては例えば収入が県の指示に足りないなんてことが起こらないような形で予算を組んで、この結果になっているということだと思いますが、たしかこれ平成30年は1年目ですよ。笠松町としては国保の医療がたくさんかかる割には、比較的県からの要望等の形の中では、県下では医療機関がたくさんあって、たくさんかかるからという今までありましたね、医療費が県下でも高い位置の1人当たり、その点では笠松町は、今回など医療費で黒字になっているというか、余ってきたのは、そのかかる人が少なくなってきたのか、それとも国保の関係が後期高齢者との関係で陣容が少なくなっていることで余ってきているのか、その辺はどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

平成30年度から都道府県のほうが国保の財政運営の主体ということで、市町村も共同で実施という保険者としてなっております。一応納付金のほうが県から示されますし、標準保険料率というものも示されてきます。

ただ、市町村において、保健事業であったり、もろもろのことを加味しながら町でその保険

税率というものを決めていきます。ですので、その保険税率を決めて保険税のほうの収納とか、今の滞納とか、そういうところの対応というのはもちろん町でしていきます。医療費のほうにつきましても、確かに議員さんおっしゃられるように国保の加入者のほうが減っております。それは後期高齢のほうに移られる方もありますし、あとは社会保険のほうに移られる方とかもありまして、年々国保の加入者のほうは減っております。加入者のほうが減れば、全体の医療費というものも減ってきておりますので、平成30年度につきましても医療費のほうも減っております。

笠松町は医療費が議員さんおっしゃられるように、高いというものもありますけど、その納付金とかを納めるに当たっては、医療費水準とか所得水準とかそういうものを加味されながら、その納付金だとか標準保険料率のほうが決まってきます。今年度まだ始まったばかりですので、今後またいろいろ見直すとか検討されていくことは出てくるとは思いますけど、平成30年度につきましても、町としては医療費のほうとか国保の運営というものは順調に行っているんじゃないかというふうには思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） もう一つお聞きしておきたいんですけど、国保の事業として人間ドックを始めたところで県に移りましたよね。だけど、これは依然として事業としてやっていくということでもいいですか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

人間ドックは、このまま継続して笠松町のほうでは実施をしております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第66号議案 平成30年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第67号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第68号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) 決算認定資料のほうですが、149、150ページの関係です。

公共下水道事業なんですけど、ここに進捗状況が載っているわけですけど、整備面積の関係で笠松地区は全体計画が134.3ヘクタールに対して、許可計画が128.9ヘクタール。私は全域だと思っているんですけど、そこで認可区域でないというのはどこなのかということと、それから笠松地区ですね、それから対全体計画というときには、この一番全体計画の中の率で74.4%、対認可区域というときは認可された中での区域ということで、残りを今実際に市街化調整区域に向かって進んでいっていると思っておりますが、何か10年間ぐらいで全域にするというお話で

したが、その点では見通しは順調に進んでいるのかどうか、2点お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 御質問の整備区域の差といいますか、こちらにつきましては河川区域ですとか、若葉町でありますとか羽衣町の自動車学校の付近とか、その分の差がここに出ているという形になります。

それから今後の見通しといたしましては、3月議会だったと思うんですが、汚水処理構想におきまして、今後10年間で全区域に整備をしていくということで御説明を申し上げましたが、進捗状況といたしましては、今年度、北及地域のほうを行っていくわけですが、一部は交付金のほうが少し余分に交付されてきておるということもありまして、一部計画を前倒しして進めている状況でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第69号議案 平成30年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 決算書の17ページの平成30年に行われた事業が載っているんですが、平成30年12月7日のところの笠松地区漏水調査業務委託料なんですが、この漏水というのは原因が何であったのかというのと、どれくらいの規模だったのか、このあたりわかっただら教えてください。

それから、今後も漏水が起こればすぐやる仕事になるだろうと思っておりますけれども、水道管との関係では時期が来てかえていかなければならないところとか、そういうところの問題は、今後ないのでしょうかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） お答えを申し上げます。

4の会計の平成30年12月7日におけます笠松地区漏水調査業務委託ということですが、これは漏水があったということではなく、笠松地域全体の漏水していないかどうかという調査を行ったということで、定期的な実施をいたしまして、事前に漏水が見つければ早急に措置を講じるということで、漏水を早期に発見して修繕をするというものでございます。

老朽化した水道管の交換につきましては、現在、奈良町から八幡町にかけて避難所とか大きな施設に向かう太い幹線の水道管を、計画を持って優先的に交換していくということと、それから下水道の工事に合わせまして、経年劣化しております水道管のほうの布設替えをあわせて進めてまいりたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） そういうことでいきますと、このときの事業は、笠松小学校区の地域全体の調査をされて、そして本管から工事をしていく必要を感じたというふうに、今後の中にそうした計画が入っていくというふうに思っていますでしょうか。

もちろん下水道の工事として、その地域は、例えば今、北及はそのときに必要であればなっていくとは思いますが、その他の区域で笠松地区が終わったら次にどこかとか、そういう形ではなく、とりあえず笠松。笠松地区というのは笠松小学校区だと思っていますけれど、その点はどうですか。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 漏水の調査につきましては、3年周期で笠松地域、その他、松枝、下羽栗ということで、漏水をしているかどうかの調査をしていくということで、それに伴って漏水が発生しておれば修理をしていくということになります。

幹線については、計画的にやっていくということで、この漏水調査とは少し違うんですが、そういった老朽している管のほうを順次改修をしてまいりたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ここで関係がないんですが、基本的私たちは、小学校区単位で松枝校区、笠松校区、下羽栗校区と、このような地域分けで事業というか、この町政の中での呼びかけになっているのが望ましいと思うんですが、きのうのどこだったか忘れちゃったけど、本庁という名称で載っているのがあったんですね。この辺の御名称については町長さんにお聞きしたいんですけど、私は小学校区単位で呼ぶべきだろうと、この時代になりまして思うんですが、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私も、正直申し上げて本庁という呼び名には抵抗がございますので、いつもふだんから、笠松校区、松枝校区、下羽栗校区というような言い方をしておりますし、今、議員のおっしゃられた本庁というのは、こういった文章に載っているのはどこに載っているのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○10番（長野恒美君） きのうちの中だったんですけど、審議の中で教育の関係のところ、公民館とかそういうところに書いてあったんじゃないですか。

○町長（古田聖人君） 一般的には、そういった名称を公文書に用いることはないと思いますので、一度確認いたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はないですか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 決算そのものに直接関係はないんですけども、関連ということでちょっと質問します。

先ほどの台風の影響で、千葉県で長期間停電によって断水が起きて、今でも続いているということなんですけれども、特に笠松町の場合は平たいので、水道はポンプで圧送しないと圧力を維持できない状態だと思います。現実には、例えば今ポンプの回転数と台数制御で1キロを確保していると思いますけれども、高い給水タワーがあるわけでもなく山があるわけでもないので、とまれば直ちに水源地にあるタンクの水塔の高さ数メートル、0.4キロとか0.5キロに直ちに落ちてしまう可能性があるんですけども、そうなった場合に、笠松町としては給水に対してどのような対応をとって行かれるつもりでおられるのか、その辺のところ確認したいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） さきの台風15号において、主に千葉県のほうで停電による水道の断水が今も続いているところがあるということでございますが、同様なことが起きたときに笠松町ではどのような対応になるのかということでございますが、まず各水源地には自家発電機が装備されております。電気の供給がストップになりますと、自動的に発電機のほうが稼働するようになっております。ただ、燃料のほうは最大で第1、第3水源地でおよそ10時間、それから第4水源地のほうは少し長目で14時間ほどは稼働することになりますので、燃料があれば何とか水道はこの自家発電機を使って供給できるのではないかとこのように考えております。また、給水用に緊急用の給水の袋も少し備蓄をしております、こうした災害があったときには対応できるようにしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 確かに1日、半日程度でしたらそれでポンプも回せるとは思いますし、



タンクに水がある間はそういう給水はできると思うんですけども、当然、そうなってしまうと笠松町だけが断水するというのではなく、ここらあたり一帯が全て多分そういう状況になってしまう可能性が高いですよ。例えば、水害なんかの場合を想定しますと、愛知県側はいかかもしれないですね、岐阜県側は広範囲に水没して断水になったとしても。もし水没してしまうと、発電機も回らないという可能性もありますよね。福島第一発電所のように電気が自分で起こせない、来ないし起こせないという可能性もありますね。そうなった場合には、当然今の段階では何ともならないということになると思うんですけども、もちろん岐阜県の中のいろんなところと協定はしなきゃいけないと思いますけれども、県を越えていろいろやるとか、そういうことというのは現在行われているんですか。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 災害が起こったときに、他の自治体との、特に愛知県、県外等との協定等を結んでおるかというような御質問でございますが、羽島市ですとか、それから岐阜市さんとか、そういったところには水道管、災害があったときにはつながるようになっておりますが、県外等についてはそういった協定のほうは現時点では結んでいないという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 行政の関係上難しいというのはよくわかりますけれども、町長も言われましたように、敗戦処理ではなく事前にそういうことを取り決めておくというのは災害があったときに大事ではないかなというふうに思います。なので、例えば飲料水をどういうふうに入れるのかとか、そういうことに関して今後検討していただこうをお願いをさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第70号議案 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例についての質疑を

許します。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番(安田敏雄君) 私の意見と言ってはなんですが、今回は高齢者の運転で自主返納が新聞、テレビでいろんな事故が多いということで、交通対策特別委員会で審議されてこの条例改正が出てきたわけですが、自主返納、本当にこれはいいことですが、少し前にマスコミの新聞に載っておったのは、車の免許を取り上げると痴呆症と認知症の患者が2割ふえると、そういうデータが出ているそうです。やはり75で年寄りの人と60で年寄りの人と、85で年寄りの人と、その運動神経というんですかね、その人その人でまばらだろうと私は思います。

それでこの条例に反対するわけじゃないんですが、特に同じバス、私もバスを月に2回や3回は利用するんですが、40代、50代でペーパードライバーの方が見えますね。免許を取って15年も20年も一回も乗ったことがないと、そういう女性の方も見えるし、男性の方も見えると思います。そういう方がもし返納に来られたら、そうですかと乗車券のパスポートを渡すのか。そうすると40代で乗った人はただで乗って、60代の方は100円払って乗ってということになるのか。自主返納は大変いいことですが、余りわあわあと言ってもと思うので、10月1日施行になっていますし、あと10月1日まで10日ぐらいですが、そこら辺の周知の方法ですね、10月の広報で載るものなのか、そこら辺聞かせていただきたい。

本当なら、知的障害者とか返納者というようなふうに改めると書いてありますが、身体障害者の方も、また小学生以下の方は全員無料とか、一律にしたほうが、僕はまだ町民バスの関係はそのほうが町民の方は喜ばれるんじゃないかと、これは私の意見ですが。これはまた今後の課題として思っておりますが、そんなふうでペーパードライバーの関係、また10月1日の周知の方法、また認知症やら痴呆症がふえるというようなことのないように、それは行政では何ともなりませんけれども、そこら辺のバランスを将来的には65歳以上は無料パスにするか、そこら辺も検討課題としていったらどうかなというふうに思っていますので、町当局のほうの考えを一遍聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(伏屋隆男君) 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長(田中幸治君) 今回の高齢者運転免許証自主返納ということで、高齢者の方の自主返納を対象にしておりますので、今回支援事業として行うのは65歳以上の方に限るといふふうにしております。議員さんおっしゃられるペーパードライバーの40歳、50歳、65歳以下の方には、今回の支援事業の対象にはならないということになりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

今回の支援事業の広報につきましては、10月1日号に広報を載せさせていただくとともに、ホームページ等で周知もさせていただきます。また、細かいところまでは触れませんでした、

敬老の集いでも自主返納支援がありますよということで、御説明をさせていただきました。また、広報につきましても1回だけではなく、何度かこういった事業についての説明の仕方ですか、それから運転経歴証の取得の仕方についても詳しく載せていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

今、田中部長の話では、65歳以上ということに限定していらっしゃるそうですので、それはいいとして、今回また古田町長の公約の中にも入っているように、何とか買い物の不自由されている方に少しでもバスを利用できるようなふうでというようなことですが、本当に将来的には、100円で高齢者ということじゃなくて、買い物のバスやらルート変更の考える機会に、そこら辺のことをどのくらいまた予算的に減るものなのか、金額的に。そこら辺どんなふうで考えてみえるか、町長さんの意見でもいいんですが、来年のルート変更、また乗車の関係、それで障害者の方とか本当の高齢者は無料化にするのか、そこら辺の考えがあるかどうか聞かせていただけたらありがたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かに議員がおっしゃるとおりに、高齢者の方を無料にすれば大変喜ばれると思いますし、いずれはそういう時代に対応していかなきゃいけないと思うんですが、ただ、先般の一般質問で岡田議員さんからも質問がありましたように、今、一般会計の持ち出しが1,000万円近くで、これから私どもがバス増便、あるいは新たに車両を加えたりすると、それ以上の経費がかかる。

もう一つ重要なのは、受益者負担という観点。確かに高齢者の方に御負担を求めるのはいかかかという意見も十分承知しておりますが、やはり乗っていただくためには、100円でも出していただくことによって、みんなの税金でこのバスは運営しているんだよというようなことをやっぱり利用者の方々にも改めて感じとっていただきたい。またしっかりと要望等もそういう形で私たちも受け止めて改善していただきたいと思いますので、当面は100円で運行ということはやっていきたいと思っておりますし、将来的に財政が好転したり、あるいは先ほど申し上げましたように、バス停のネーミングライツ、あるいは広告等でそういった収入がふえた場合は、またそれは逐次考えていきたいなと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

本当に、年間8万人以上の利用客があるということで、近隣の市町では本当に利用客が多い

ということで岐阜市のほうも本当に小まめに路線を幾つかに区割りして走っている状態です。そんなふうで、高齢者とか障害者とか子供の無料化というのは、まだまだ検討課題ということで今町長のほうから聞きました。本当に自主返納も大事ですし、この町民バスが笠松町内で言えば買い物の難民の方をどのようにしてフォローするか、それも大変大きな課題になっておりますので、そこらあたり考えていただいて、来年の4月になるのか7月になるのかちょっとわかりませんが、ルートの変更、乗車の問題、それから料金体制の問題、これを一括してまた我々議会とよく相談されて進んでいただきたいというふうに要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 2つほど質問させていただきたいと思いますが、たしか提案説明のときに免許証の期限内に返還された方ということでしたが、例えば期限いっぱいまで乗って、あえて更新しないという道を選ばれた方については、そういう特典というのは得られないのかどうかということが1点と、今65歳以上の方という話がありました。あくまでも高齢者だけという考え方なんでしょうか。

例えば認知症で言えば、若年性認知症というのもありますし、かなり前ですけども、名古屋市内で低血糖で意識がなくなって事故を起こされたトラックというのもありました。病気とか途中から障害を持たれるという場合もあると思います。やむを得ず運転ができないという体になってしまった場合というのは、65歳以下であればそういうものというのはフォローされないということになるんでしょうか、その点についてお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 今回の自主免許返納支援事業につきましては、自主返納された方ということにしております。運転免許証の期限切れによる失効については、今回はちょっと対象にはしておりません。そういう選択もあるのかもわかりませんが、不安があって自主返納された方ということで対象にしております。期限としては1年間の町民バスの使用料を無料にするということでございますが、そういった障害等によって運転ができなかったという形になりますと、障害の関係のほうでまた今回提出された条例の中の適用になってくるのではないかなというふうには考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） そうすると、わざわざ返納に行かなければそれをもらえないということでしょうか。ぎりぎりまで例えば仕事とかで使いたいという方でも、1日前でも返納に行かな

いと、そういう特典はいただけないということなんでしょうか。それは余りにも切り捨てじゃないでしょうか。それぞれの個人のいろいろ御都合はあるとは思いますが、ぎりぎりまで何とか乗っていたいという思いの中で、しかし不安だからもう今回の更新を限りにという思いの方もお見えになるとは思いますが、あくまでも事前に行かないとだめということなんでしょうか。

それと、今の話でほかの理由でもってそういうことができるというような話が、例えば65歳以下の場合の話ですね。それは例えば、私は糖尿病になりましたと。低血糖になるおそれがありますので、免許証返納するので一回検討してくださいということを窓口で言えばということを検討していただけるということなんでしょうか。例えば、もっと別の障害であればそうなのかもしれませんけれども、そういうことについてはどういうふう処理したらいいのでしょうか。個別ということであるならどういうことなんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、議員おっしゃられていることは、いわゆる障害の話だと思んですが、今回の条例の改正というのは、あくまでも警察や今社会的に問題になっております高齢者の交通事故問題、その一つの対応策として自主免許返納を促すための施策であり、御承知のようにこれは全国的にやっておるところなんですよね。ですので、障害者とかあるいは病気を患っていらっしゃる方、そういった方の話とはちょっと次元が違うような感じが承っております。あくまでも今回の条例改正は、この高齢者の自主免許返納を促すためでありまして、またそういった障害を持った方、あるいは病気を患っている方のバス、あるいはそういったサービスには、また別の段階で議論させていただきたいと思えます。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） あくまでも自主返納された方ということで事業のほうは行いたいというふうに思っております。それに必要な運転経歴証とか、そういったものも必要になってきますので、それが条件という形で、今回は自主返納された方ということで対応させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 町長の答弁は理解しましたので、今後も検討課題というふうにしておいていただきたいと思います。そんなにたくさんの方がいらっしゃるとは思いませんけれども、切り捨てたというようなイメージだけは残したくないなというふうに思います。

それと、あくまでも自主返納だと、期限内でないとそういうものはもらえないということと一緒に周知していただきたい。それは当然、自主返納を促すためなので期限で失効するというのはだめですよということをきちんと周知していただきたいと思えますが、よろしくお願ひし

ます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 追加的な質問というか、65歳以上の免許返納した人というふうになっているんですけど、先日、敬老会のほうでも警察署の方がPRされたというふうに言われていますけれども、敬老会に来てみえた方って五、六百人なんですね。先ほどの川島議員が言われるように、やっぱりきちんと周知しないと全然そんなこと知らなかったというふうで、そのままということも出てくるような気がします。免許有効期間の何日までに警察署のほうに返納すれば返納扱いになるのかというのを教えてもらいたい、細かいことで申しわけないですけど。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） まず周知に関しましては、できる限り多くの方に周知をさせていただきたいということで、先ほども川島議員さんの御質問にもございましたが、10月号にまず広報を載せさせていただきましますし、その後も何度か広報等によりましてこうした支援制度がありますということで、できる限りの周知をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、自主返納のいつまでということですが、失効前に警察署とか運転免許の試験場とか、そちらのほうで手続きをしていただければ可能であるというふうに考えております。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 啓発の方法ですが、今広報のほかにも来月から予定のタウンミーティングでも周知したいと思います。一人でも多くの方にタウンミーティングにお越しいただくには、やっぱり議員の皆様方の協力も必要ですので、特に田島議員さん顔が広いので、一人でも多くの方々に、特に高齢者の方、運転免許をお持ちの方に来ていただいて、その場で必要とあれば担当者、あるいは私のほうからも制度の趣旨を説明させていただきますし、またそのほか社協がやっておりますいきいきサロンですか、そういったところも小まめに顔を出してそういった町民バスの無料バスの話、そういったものも説明しながら、少しでも免許返納制度を周知徹底させていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） はい、わかりました。

あと、もともとの免除対象者というのは、身体障害者と知的障害者の2種類というふうなんですけど、最近の障害関係なんかも法律相談なんかちょっと見ていると、精神障害を含めて3障害を一くくりしているんですけど、運転免許返納の人を入れるというふうならば、一応精

神障害者というのはいらないのかどうか、その点だけ教えてください。

知的障害者の中に入れちゃってみえるのか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かに今の身体障害者や知的障害者で精神が今入っていませんので、また今後検討課題として考えていきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 先ほどから、広報いろんなところでの周知をしていくと言われますけれど、各町内班ごとに回覧板もありますよね。あそこにはやっぱりつけて、始まった10月1日からこういう形でと少し詳しく。こうやってみると理解もいろいろのような気がしますので、こういう場合はということもわかるような説明書きもちゃんとついたような回覧板で回してもらうのは絶対抜かさないでほしいなど、広報の一つと考えればいいと思いますけれど、お願いいたします。1軒ずつ回す分であれば、それがやっぱり皆さんに知らせたようになると思うので、要望とします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和元年第3回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、これにて令和元年第3回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時53分



上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和元年9月19日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 長 野 恒 美

議 員 尾 関 俊 治